

韮崎市営総合運動場テニスコート改修工事  
設計業務委託仕様書

1 総則

- (1) 本設計業務委託仕様書（以下「本仕様書」という）は、韮崎市が発注する韮崎市営総合運動場テニスコート改修工事設計業務委託（以下「設計業務」という）に適用する。
- (2) 設計業務の執行は、各種法令、規則を遵守した上で、本仕様書・山梨県土木工事共通仕様書及び山梨県土木工事施工管理基準及び規格値を標準仕様書とし、これに基づいて設計する。
- 受託者は、本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた際は、市監督員と協議のうえ決定するものとする。

2 業務目的

韮崎市営総合運動場テニスコートは、昭和 50 年に使用開始してから、概ね 49 年が経過している。最近では様々な箇所で劣化、損傷が見られるようになり、市民が安心して使用できるように手入れをしなければならなくなっている。

また、体育館の中央公園への移転新築に伴い、市営総合運動場全体も大規模な改修に着手している。そのため、テニスコートについても、原状回復だけでなく、コート数の変更検討を含め、新たな市民ニーズに答えることができる運動施設として改修することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 業務名 : 韮崎市営総合運動場テニスコート改修工事設計業務委託
- (2) 業務期限 : 令和 7 年 1 月 2 8 日（基本設計完了令和 7 年 7 月 3 1 日）
- (3) 業務場所 : 韮崎市本町四丁目 9 番 2 号
- (4) 既存施設概要 : 砂入り人工芝テニスコート 2 面  
クレー系テニスコート 2 面  
夜間照明 4 基、囲障、運動用器具倉庫、その他

4 業務内容

(1) テニスコート設計

ア 現況調査

現地及び資料から、テニスコート、フェンス、植栽等の形状、仕様、構造、既設設備等の現況を調査し、確認する。

## イ 基本設計

現況調査を踏まえ、施設管理者、市監督員と協議し、市民ニーズに応えるテニスコート計画を検討する。

コートは、全天候型の砂入り人工芝コートとクレーコートの2種類のコートを想定し、コートの配置、コートの仕様、付帯施設の設置、動線計画等をいくつかの計画（案：既存クレーコートのみ全天候型・既存4面すべての全天候型・計画地における最大の面数を全天候型への改修等）からより良い施設とするため、担当者間で検討を重ね意思統一を図り、無駄がなく、施工性に優れ、工期短縮とコスト削減を実現する計画とする。

総合運動場の測量成果を基に、テニスコート周辺の測量を本業務内で行うこと。

## ウ 実施設計

基本設計を基に、詳細設計をする。各種法令、規則を遵守し、市が定める運動施設基準に準じた設計とする。

また、仕様等を定める際には、カタログ、サンプル等を用意して、施設管理者及び市監督員と協議、検討をする。

## エ 積算

実施設計で作成された図面及び工事仕様書に基づき施工数量や材料を算出する。算出した数量から、概算工事費の算出をする。単価は、公表価格の他、見積徴収による。見積価格を採用する場合には見積比較表の作成をする。

公園緑地工事工種体系に準じた各工種等の名称とする。工事費の算出にあたっては、市場単価等を反映すること。

## (2) 夜間照明設計

### ア 現況調査

現地及び資料から、照明機器の仕様、配線経路等の現況を調査し、確認する。

### イ 基本設計

使用用途から、テニス競技をする上で明るく均一な照度をとし、眩しさにも配慮した照明計画をする。また、機器の操作性、保守点検及び更新等の保全が容易な設備設計とする。照明器具については照度計算をした上で概算費用を提出し器具選定する。

照明設備の設計条件として、

- ・光源寿命（光束維持率85%）は、40,000時間以上とする。
- ・-20～摂氏35℃の温度範囲において問題なく動作すること。
- ・JIS Z 9127の運動競技区分Ⅲの要件を満たすこと。
- ・照明の操作は、市が指定する部屋で行うことができるようにする。
- ・照明塔からの落下防止対策を施すこと。
- ・十分な耐候性、耐食性、耐風性を確保する。

#### ウ 実施設計

基本設計を基に、詳細設計をする。各種法令、規則を遵守し、市が定める運動施設基準に準じた設計とする。

また、仕様等を定める際には、カタログ、サンプル等を用意して、施設管理者及び市監督員と協議、検討をする。照明器具選定の際には照度計算表を提出する。

#### エ 積算

実施設計で作成された図面及び工事仕様書に基づき施工数量や材料を算出する。算出した数量から、概算工事費の算出をする。単価は、公表価格の他、見積徴収による。見積価格を採用する場合には見積比較表の作成をする。

建築設備工事工種体系に準じた各工種等の名称とする。工事費の算出にあたっては、市場単価等を反映すること。

### (3) その他の業務

ア 契約書添付の業務工程表の他に、協議、決定事項等を記載した、詳細な業務工程表を業務開始時に提出する。

イ 上記工事期間中の資材搬入、重機使用範囲、工事区画等は、隣接の行政施設及び市営総合運動場の活動に配慮した仮設計画の作成をする。

ウ 工事实施に伴う関係法令等の打合せ及び申請等が生じた場合の各種手続きをする。

エ 委託期間終了後も、本業務の成果品についての説明を求められた場合には、市監督員の指示に従い説明をする。

## 5 適用規格・基準

業務を実施するにあたり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の他、関係する法律、条例等を遵守すること。

また、適用基準として以下を参照すること。なお、定めのない事項については、市監督員と協議の上で定めるものとする。

規格、基準、仕様書類はすべて最新版を適用する。

ア テニスコートの建設マニュアル（公益財団法人日本テニス協会）

イ 屋外スポーツ施設の建設基準（公益財団法人日本スポーツ施設協会）

ウ 都市公園技術標準解説書（一般社団法人日本公園緑地協会）

エ 公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）

オ 公園緑地工事工種体型ツリー図（国土交通省）

カ 公園緑地工事数量算出要領（国土交通省）

キ 土木工事標準仕様書（山梨県県土整備部）

ク 土木工事施工管理基準及び規格値（山梨県県土整備部）

ケ 都市公園技術標準解説書（一般社団法人日本公園緑地協会）

ケ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）

- コ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（〃）
- サ 官庁施設の環境保全性基準（〃）
- シ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（〃）
- ス 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（〃）
- セ 公共建築工事標準図（建築工事編）（〃）
- ソ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（〃）
- タ 公共建築工事標準図（電気設備工事編）（〃）
- チ 建築設計基準（〃）
- ツ 建築構造設計基準（〃）
- テ 建築設備設計基準（〃）
- ト 建築工事設計図書作成基準（〃）
- ナ 建築設備工事設計図書作成基準（〃）
- ニ 構内舗装・排水設計基準（〃）
- ヌ 舗装設計施工指針（社団法人日本道協会）
- ネ 舗装施工便覧（〃）
- ノ 舗装の構造に関する技術基準・同解説（〃）
- ハ 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター）
- ヒ 公共建築工事積算基準（国土交通省）
- フ 公共建築数量積算基準（〃）
- ヘ 公共建築設備数量積算基準（〃）

## 6 貸与資料

- (1) 敷地測量図 一式
- (2) 地質調査 一式
- (3) 総合運動場改修計画 一式

## 7 成果品

次のものを標準とし、その他必要と思われるもの、別途市監督員の要求があるものは作成すること。

- (1) 基本設計終了時

項目	細目	提出部数
現地調査報告書	A4版	2部
基本設計図	A3版 配置図、人工芝・夜間照明仕様、構成図等 測量図	2部

各種検討図	人工芝・夜間照明設備比較検討書等	2部
概算工事内訳書	A4版	2部
概略工事工程表	A3版	2部
基本設計電子データ	CD-R	1部

(2) 実施設計終了時

項目	細目	提出部数
設計図書一式（保存用）	金入内訳明細書・代価表・歩掛計算書 設計図・各種計算書・数量積算書 メーカー見積書（比較書含む）・各種検討書 打合せ記録・電子データ等を一括したもの	1部 (ハード・カバー ファイル綴り)
金入内訳明細書(契約用)	鑑のみ市指定様式	2部
金抜内訳明細書(契約用)	鑑のみ市指定様式	2部
図面（契約用）	A4版（A3版Z折）	3部
製本図面	A3版（A1版観音製本）	1部
	A4版（A3縮小版）	2部
電子データ	CD-R（上記ハード・カバーファイルに綴る） 設計図書一式（保存用）のデータ（PDF）と するが、設計図はCADデータ（基データ、 DXF）も併せて、内訳明細書についてはExcel データも併せて提出する	1部
施設利用者用説明資料	A3版左綴じ 配置図、説明用設計図（現況・新設） 仮設計画図、概略工事工程表	2部

8 業務上の留意点

- (1) 市議会や庁内会議等において、設計内容に関する説明を行う場合には資料作成をする。
- (2) 委託契約締結後、委託者は、受託者の本業務を監理する監督員を定め受託者に通知するものとし、受託者は、速やかに市監督員と詳細な打合せ（指定書類等の確認を

- 含む。)を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、適正かつ円滑に実施するために管理技術者と市監督員は常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者はその都度、その内容を打合せ議事録に記録し、相互に確認するものとする。本業務の着手時及び業務の区切りにおいても同様とすること。
  - (4) 業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに市監督員と協議し、承諾を受けた後、業務を進めること。
  - (5) 業務の進捗管理については、管理技術者が責任を持って行い、市監督員から進捗状況を求められた場合は、速やかに報告し、必要に応じて打合せを行うこと。
  - (6) 業務の一部を再委託（下請負業務）する場合は、延滞なく末端の再委託者まで反映させた組織管理体系図を打合簿（市指定様式）にて市監督員に提出すること。変更が生じた場合も同様とする。また、下請負業務体制や業務状況の管理は、管理技術者の責任のもと行うこと。
  - (7) 近隣環境を含め現地調査を十分に行い、業務を進めること。また、現地調査の際は身分証などを携帯し、身分を明らかにすること。
  - (8) 本業務遂行中に、受託者が第三者に損害を与えた場合は、受託者の責において解決するものとする。
  - (10) 受託者は、関係法令等を遵守しなければならない。
  - (11) 受託者は、本業務に関して知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後であっても同様とする。
  - (12) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利は、著作権法の定めるところに従い委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。
  - (13) 委託契約締結後、受託者に対し、本仕様書6に記載の図書を貸与する。貸与物の返却は、成果品納入期限までとするが、委託者の都合において、返却を求める場合がある。その際は、速やかに対応すること。また、別途借用希望資料がある場合は、市監督員と協議を行うこと。
  - (14) 成果品納入後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により、補足及び修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

## 9 担当課

韮崎市 教育委員会 教育課 スポーツ施設整備担当  
韮崎市水神一丁目3番1号  
連絡先：0551-45-7257

## 10 成果物

成果物は以下のものを基本とする。設計図書については適宜統合若しくは分割し、図面構成及びその他提出資料等については市監督員と協議し決定する。

### (1) 基本設計

- ア 現況調査報告書
- イ 配置計画図
- ウ テニスコート仕様図・構成図
- エ 夜間照明設備仕様図・構成図
- オ テニスコート舗装仕様比較検討書
- カ 夜間照明設備仕様比較検討書
- キ 概算工事内訳書
- ク 概略工事工程表
- ケ 測量図
- コ 基本設計図書電子データ

### (2) 実施設計

- ア 図面リスト
- イ 特記仕様書（テニスコート、解体、建築、電気設備）
- ウ 案内図
- エ 配置図
- オ 現況平面図
- カ 撤去平面図（テニスコート、付帯施設、構内排水、電気設備）
- キ 新設平面図（テニスコート、付帯施設、構内排水、電気設備）
- ク 詳細図（舗装、雑、付帯施設、構内排水）
- ケ 配線経路図（撤去、新設）
- コ 既存受変電設備 結線図
- サ 電灯分電盤 結線図
- シ 電気設備姿図・仕様表・取付図
- ス 仮設計画図
- ソ 各種検討書
- ナ 各種計算書

(3) 積算

- ア 積算数量調書
- イ 積算数量算出書
- ウ 複合単価等作成資料
- エ 見積一覧表及び見積書
- オ 工事費内訳書
- カ 金抜設計書

(4) その他

- ア 打合せ記録
- イ 各種技術資料